

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所材料試験炉（JMTR） 冷却塔倒壊に関する法令報告事案を踏まえた当面の対応について

令和元年10月23日
原子力規制庁

1. 経緯

原子力規制庁は、10月9日の原子力規制委員会*1（以下「委員会」という。）において、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所材料試験炉（以下「JMTR」という。）の冷却塔倒壊の状況を報告するとともに、原因究明等の対応方針についてお諮りした。その際、JMTRについては、約10年前に停止し、今後の使用予定がなかった施設であり、実質的に原子力安全上の問題はなかったことから、事案の重要度に応じた対応を検討するよう指示を受けたところ。

2. これまでの対応方法

事業者からの原子力施設故障等報告については、委員会での効率的な議論に資するため、発生時の情報共有は、トピックスとして資料配付を行い、原因と対策に係る評価案を原子力規制庁でとりまとめた後、委員会で審議する運用とし、議論に関する過程の透明性向上や対策実施の迅速化等について改善を図ってきたところ（「事故・トラブル事象への対応の進め方について」（別紙1））。

法令報告事案については、現在、全ての案件に係る評価案を委員会に報告している（「法令に基づく事故故障等の報告を委員会へ報告する運用方法について」（別紙2））。

3. 新検査制度施行までの間の対応案

今後、原子力規制庁において原子力安全上の問題が大きいと判断される事案については、委員会にトピックスの情報を共有する際に、事業者との面談等で原子力施設故障等報告書を確認した上で、他の同程度の案件とまとめて年度明けに評価案の報告を行うなどの取扱い方針を提案し、委員会の判断を仰ぐこととしたい。

今回のJMTRの事案については、前記と同様に国立研究開発法人日本原子力研究開発機構からの原子力施設故障等報告書の内容を面談により確認し、原子力規制庁において評価案を作成した上で、年度明けに委員会に報告することとしたい。

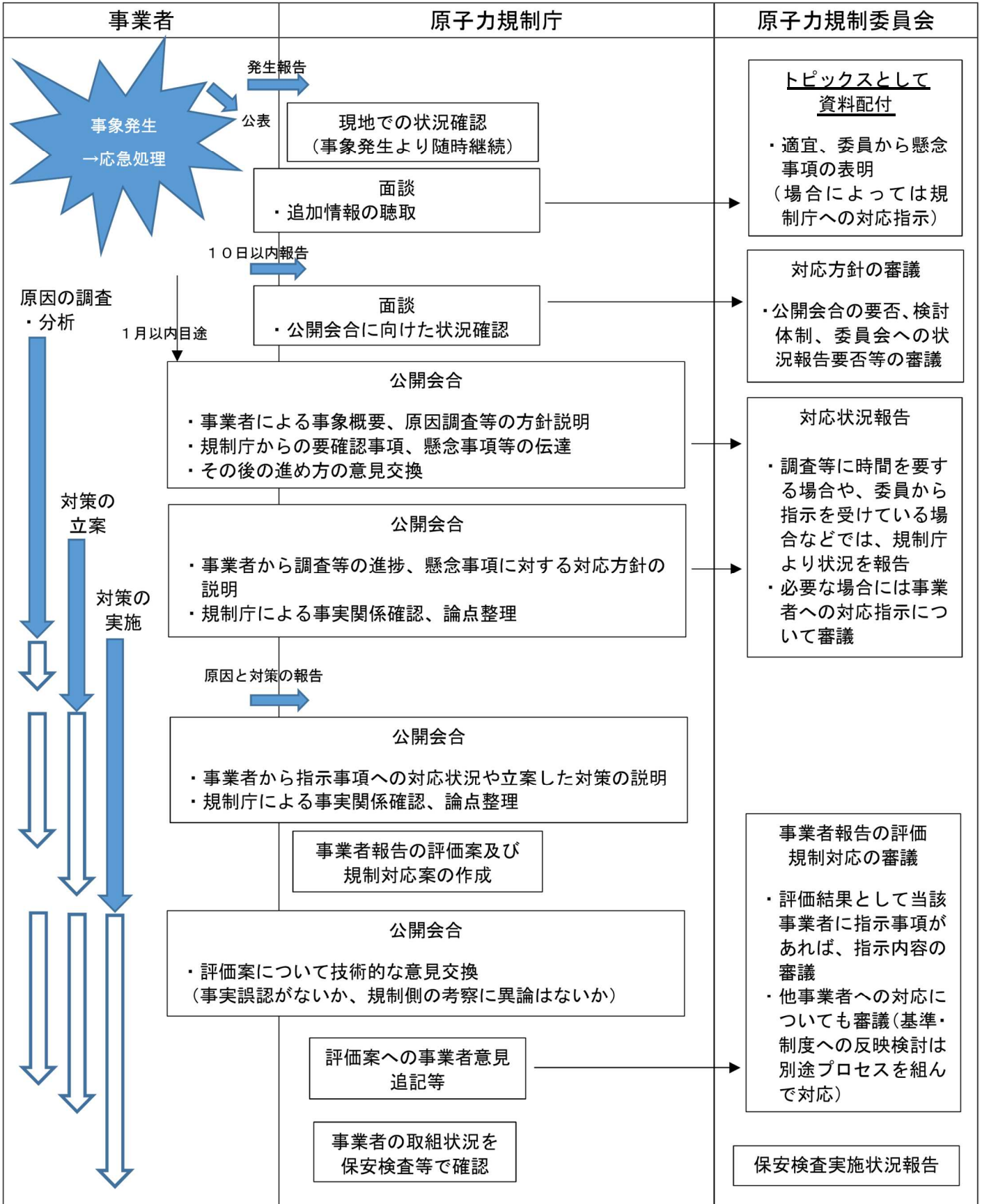
4. 新検査制度下の対応案

来年4月に施行予定の新検査制度下での対応については、改めて委員会に諮ることとしたい。

*1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所材料試験炉（JMTR）冷却塔倒壊の状況と対応方針について（<https://www.nsr.go.jp/data/000286505.pdf>）

事故・トラブル事象への対応の進め方について（平成30年5月23日原子力規制庁）
（抜粋）

事故・トラブル事象への対応フロー



法令に基づく事故故障等の報告を原子力規制委員会へ報告する運用方法について

(抜粋)

平成28年5月18日
原子力規制庁定例の原子力規制委員会に報告する法令報告案件の運用方法

原子力規制庁が、原子力事業者から原子炉等規制法¹又はR I 法²に基づく事故故障等³の報告（以下、「法令報告」という。）を受けた案件のうち、次の「(ア)」～「(エ)」のいずれかの要件に該当する案件については、発生状況等について遅滞なく定例の原子力規制委員会に報告することとする。

- (ア) 法令報告がなされた事故故障等に起因して放出された放射性物質または放射線により、原子力施設の敷地境界外の公衆や環境または原子力施設内の放射線業務従事者に対して現に与えられた影響が、法令で定める線量等の限度（表1参照）を超えた場合
- (イ) 事故故障等が発生した施設・設備により閉じ込められている放射性物質の放射エネルギーが、法令で定める放射エネルギーの限度⁴を現に超えている場合
- (ウ) 法令報告がなされた事故故障等の状況から判断して、他の原子力事業者等においても同じ発生原因により同様の事故故障等が発生する危険性があり、他の原子力事業者等に対して当該事故故障等に関する情報共有と注意喚起を必要とする場合
- (エ) その他、法令報告がなされた事故故障等に起因して原子力施設の敷地境界外に放射性物質または放射線が現に放出された場合等、公衆の安全確保や環境の保全上、原子力規制委員会に報告する必要があると判断する場合

なお、「(ア)」～「(エ)」の全ての要件に該当しない案件についても、原子力事業者等から当該事故故障等に関して追加で報告された詳細情報により、当該事故故障等が「(ア)」～「(エ)」のいずれかの要件に該当することが判明した場合には、定例の原子力規制委員会に報告することとする。

また、法令報告の原因と対策に係る評価等については、全ての法令報告案件について、定例の原子力規制委員会に報告することとする。

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

² 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

³ 以下、原子力事業者等が、原子炉等規制法第六十二条の三またはR I 法施行規則第三十九条の規定に基づき主務大臣等に報告しなければならない事象を「事故故障等」という。

⁴ 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づき危険性が極めて少ない核燃料物質等（L型輸送物）として運搬できる核燃料物質等の放射エネルギーの限度